

賠償責任保険普通保険約款、一般社団法人日本病院会病院火災特別約款をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款をご参照ください。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、一般社団法人日本病院会病院火災特別約款）の補償内容

《第1章 火災賠償責任補償条項》

一般社団法人日本病院会に加盟する会員の病院における火災または破裂もしくは爆発（施設または施設外における火災または破裂もしくは爆発に伴う消防または避難の為に必要な処置を含みます。）に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用

対人事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③権利保全行使費用

対人事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用

対人事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金の額

=

①損害賠償金

+

②損害防止費用

③権利保全行使費用

④緊急措置費用

-

基本契約の
免責金額
(自己負担額)

《第2章 火災対応費用補償条項》

施設における火災または破裂もしくは爆発（施設または施設外における火災または破裂もしくは爆発に伴う消防または避難の為に必要な処置を含みます。）に起因する他人の身体の障害について、被保険者がその対応のために要する費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、1名につき次の＜給付表＞の額を限度とします。なお、保険金の支払いにあたっては、下記＜給付基準＞に従います。

＜給付表＞

区 分		給 付 金	
死 亡		100万円	
後 遺 障 害	後 遺 障 害 等 級	1～3級	100万円
		4～6級	70万円
		7～9級	40万円
		10～12級	20万円
		13～14級	10万円
治 療	治 療 日 数	61日以上	10万円
		31日以上	5万円
		15日以上	3万円
		15日未満	1万円

＜給付基準＞

1.給付額は、1事故について、1名ごとに上記給付表に基づいて算出します。

2.給付表に定める各区分は、それぞれ次のとおりとします。ただし、身体の障害を被った後に、その原因となった事故とは関係なく生じた傷害または疾病の影響により身体の障害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する身体の障害に基づいて決定します。

(1)死亡

事故の発生からその日を含めて90日以内に死亡した場合をいいます。

(2)後遺障害

①事故の発生からその日を含めて90日以内に後遺障害（治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。なお、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。）となった場合をいいます。ただし、90日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて91日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。

②後遺障害の等級は労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表によります。

③後遺障害が2区分以上にわたる場合については、労働者災害補償保険法施行規則第14条（障害等級等）第2項および第3項の規定によります。

(3)治療

治療を受けること（入院を含みます。）をいい、治療日数は、治療を受けた日数（入院日数を含みます。）をいいます。

3.死亡給付金と後遺障害給付金の重複支払は行わず、死亡給付金をもって限度とします。

4.治療給付金は、死亡給付金または後遺障害給付金と合算して支払います。

保険金をお支払いできない主な場合（共通）

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約）
- ・航空機、自動車または原動機付自転車および船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任（第1章 火災賠償責任補償条項）
- ・費用を受けとるべき者（被害者を含みます）の故意もしくは重大な過失に起因するその患者の身体の障害に対する対応費用（第2章 火災対応費用補償条項）
- ・保険契約者、被保険者または費用を受け取るべき者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為に起因するその患者の身体の障害に対する対応費用（第2章 火災対応費用補償条項）

など

2. セットされる主な特約の補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
風水災等費用 拡張補償特約	施設における次のいずれかに起因する他人の 身体の障害について、被保険者がその対応の ために要する費用を負担することによって被る 損害に対して、保険金をお支払いします。 ・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩 れ・落石等の水災 ・雪災 ・豪雪または雪崩等の雪災	【お支払いする保険金の額】 ⇒p.1第2章の「お支払いする保険金の額」に 同じ	・費用を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします。)の故意もしくは重大な過失。 ただし、その者が費用の一部の受取人である 場合には、保険金を支払わないのはその者が 受け取るべき金額に限りします。 ・保険契約者、被保険者または費用を受け取る べき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の 行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

【介護老人保健施設用】施設賠償責任保険

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額																													
《施設所有(管理)者特別約款》+ 《責任の範囲に関する特約》	一般社団法人日本病院会に加盟する会員の介護老人保健施設における火災または破裂もしくは爆発(施設または施設外における火災または破裂もしくは爆発に伴う消防または避難の為に必要な処置を含みます。)に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ②損害防止費用 対人事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 対人事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 対人事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用 ⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から⑥までについては、次の算式によって算出される額となります。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。																													
	保険金の額 = ①損害賠償金 + ②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 - 基本契約の免責金額 (自己負担額)																														
《被害者治療費等補償特約の(一部)内容変更特約》	施設における火災または破裂もしくは爆発(施設または施設外における火災または破裂もしくは爆発に伴う消防または避難の為に必要な処置を含みます。)に起因する他人の身体の障害について、被保険者がその治療費等を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、1名につき次の<給付表>の額を限度とします。なお、保険金の支払いにあたっては、下記<給付基準>に従います。 <給付表> <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>給 付 金</th></tr><tr><td colspan="2">死 亡</td><td>100万円</td></tr><tr><td rowspan="5">後 遺 障 害</td><td rowspan="5">後 遺 障 害 等 級</td><td>1～3級</td><td>100万円</td></tr><tr><td>4～6級</td><td>70万円</td></tr><tr><td>7～9級</td><td>40万円</td></tr><tr><td>10～12級</td><td>20万円</td></tr><tr><td>13～14級</td><td>10万円</td></tr><tr><td rowspan="4">治 療</td><td rowspan="4">治 療 日 数</td><td>61日以上</td><td>10万円</td></tr><tr><td>31日以上</td><td>5万円</td></tr><tr><td>15日以上</td><td>3万円</td></tr><tr><td>15日未満</td><td>1万円</td></tr></table> <給付基準> 1.給付額は、1事故について、1名ごとに上記給付表に基づいて算出します。 2.給付表に定める各区分は、それぞれ次のとおりとします。ただし、身体の障害を被った後に、その原因となった事故とは関係なく生じた傷害または疾病の影響により身体の障害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する身体の障害に基づいて決定します。 (1)死亡 事故の発生からその日を含めて90日以内に死亡した場合をいいます。 (2)後遺障害 ①事故の発生からその日を含めて90日以内に後遺障害(治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。なお、治療とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。)となった場合をいいます。ただし、90日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、事故の発生の日からその日を含めて91日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。 ②後遺障害の等級は労働者災害補償保険法施行規則別表第1の障害等級表によります。 ③後遺障害が2区分以上にわたる場合については、労働者災害補償保険法施行規則第14条(障害等級等)第2項および第3項の規定によります。 (3)治療 治療を受けること(入院を含みます。)をいい、治療日数は、治療を受けた日数(入院日数を含みます。)をいいます。 3.死亡給付金と後遺障害給付金の重複支払は行わず、死亡給付金をもって限度とします。 4.治療給付金は、死亡給付金または後遺障害給付金と合算して支払います。		区 分		給 付 金	死 亡		100万円	後 遺 障 害	後 遺 障 害 等 級	1～3級	100万円	4～6級	70万円	7～9級	40万円	10～12級	20万円	13～14級	10万円	治 療	治 療 日 数	61日以上	10万円	31日以上	5万円	15日以上	3万円	15日未満	1万円
	区 分		給 付 金																												
死 亡		100万円																													
後 遺 障 害	後 遺 障 害 等 級	1～3級	100万円																												
		4～6級	70万円																												
		7～9級	40万円																												
		10～12級	20万円																												
		13～14級	10万円																												
治 療	治 療 日 数	61日以上	10万円																												
		31日以上	5万円																												
		15日以上	3万円																												
		15日未満	1万円																												

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
 - ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
 - ・液体、気体または固体の排出、流出またはいつ出に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
 - ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・石綿(アスベスト)、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
 - ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限りです。
 - ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・施設外における船・車両(原動力が専ら人力である場合を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
 - ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出(いっしょつ)またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出(いっしょつ)による財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
 - ・仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします)または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
 - ・LPガスの販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます)に起因する損害賠償責任
 - ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または漁獲高の減少もしくは漁獲物の品質の低下に起因する損害賠償責任
 - ・治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限りです。(被害者治療費等補償特約)
 - ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為(被害者治療費等補償特約)
- 【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】**
- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
 - ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

2. セットされる主な特約の補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
風水災等費用 拡張補償特約	施設における次のいずれかに起因する他人の 身体の障害について、被保険者がその対応の ために要する費用を負担することによって被る 損害に対して、保険金をお支払いします。 ・台風、旋風、竜巻、暴風等の風災 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩 壊・落石等の水災 ・雪災 ・豪雪または雪崩等の雪災	【お支払いする保険金の額】 ⇒ p.2 <<被害者治療費等補償特約>> + <<被害 者治療費等補償特約の一部内容変更特約>>の 「お支払いする保険金の額」に同じ	・費用を受け取るべき者(被害者を含みます。以 下同様とします。)の故意もしくは重大な過失。 ただし、その者が費用の一部の受取人である 場合には、保険金を支払わないのはその者が 受け取るべき金額に限りです。 ・保険契約者、被保険者または費用を受け取る べき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の 行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産

保育所総合保険

施設所有(管理)者賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款、その他主な特約の補償内容(お支払いする保険金および費用保険金等)をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約(賠償責任保険普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款および自動的にセットされる主な特約)の補償内容

保険金をお支払いする主な場合

次の事故により発生した他人の身体の障害、または財物の損壊※1について、被保険者※2が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(1)被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する偶然な事故

(2)施設の用法に伴う仕事の遂行に起因する偶然な事故

※1 財産的価値を有する有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗取または紛失を含み、詐取または横領を除きます。

※2 この保険の被保険者(補償の対象となる方)は次のいずれかに該当する者をいいます。

①記名被保険者
保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます

②記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関

③記名被保険者が法人以外の社団である場合には、記名被保険者の構成員

④記名被保険者の使用人

⑤記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族

上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

お支払いする保険金の額

【お支払いの対象となる損害の範囲】

①損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

②損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用

③権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤協力費用
引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

保険金の額

=

①損害賠償金

+

②損害防止費用
③権利保全行使費用
④緊急措置費用

-

基本契約の免責金額
(自己負担額)

また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合(共通)

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- ・被保険者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- ・液体、気体または固体の排出、流出またはいっせうに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
- ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供するラジオ・アイソトープ(ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれら化合物ならびにこれらの含有物を含みません。)の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
- ・石綿(アスベスト)、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任(賠償責任保険追加特約)
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者がその工事の発注者である場合に限ります。
- ・航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、自動車または原動機付自転車(販売等を目的とする展示中かつ走行していない自動車または原動機付自転車を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・施設外における船または車両(原動力が専ら人力である場合を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ・施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出し、いっまたはスプリンクラーからの内容物の漏出し、いっによる財物の損壊に起因する損害賠償責任

- ・被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- ・仕事の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします。）または放棄の後の仕事の結果に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。
- ・LPガスの販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事務所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害賠償責任
- ・原油、重油等の石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河へ流出した場合の水の汚染による他人の財物の損壊または水の汚染によって漁獲高が減少もしくはは漁獲物の品質が低下したことに起因する損害賠償責任

【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】

- ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許している行為を除きます。
- ② はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師柔道整復師以外の個人が行うことを許していない行為を含みます。
- ③ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為
- ④ 理学療法士、作業療法士、臨床工学士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

など

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
被害者治療費等 補償特約	施設所有(管理)者特約約款(以下「特約約款」といいます)の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が、保険期間中に発生した他人の身体の障害であった場合において、被保険者がその治療費等(治療費用、葬祭費用または見舞金・見舞品購入費用をいいます)を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、引受保険会社が保険金を支払うべき治療費等は、次のいずれにも該当する費用に限ります。 ・被保険者が、引受保険会社の同意を得て、被害者またはその遺族に対して支払った費用 ・被保険者が、事故が生じた日から1年以内に支出した費用 (注) 治療費等のうち、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①に規定する損害賠償金として負担した額または負担すべき額については、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①の損害賠償金として支払うべき保険金に充当します。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 次の治療費等を負担することによって被る損害 ①治療費用 医師による治療を受けた場合に要した費用(移送、入院、手術、レントゲン費用等、医師による治療のために必要な費用を含みます。)に限ります。ただし、基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の④に規定する費用を含みません。／②葬祭費用 葬祭に要した費用をいい、香典、花代等を含みません。／③見舞金・見舞品購入費用 慣習として支出した見舞金(香典を含みます。)または見舞品の購入費用 【お支払いする保険金の額】 次の額を限度として保険金をお支払いします。 ア.被害者1名につき50万円。そのうち見舞金・見舞品購入費用については10万円が限度(見舞品の購入費用については3万円が限度) イ.1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

保育所総合保険

施設所有(管理)者賠償責任保険

2.セットされる主な特約の補償内容

特約	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)	
被害者治療費等補償特約	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合 ・治療費等を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします。)の故意。ただし、その者が治療費等の一部の受取人である場合には、保険金をお支払いできないのはその者が受け取るべき金額に限ります。 ・保険契約者、被保険者または治療費等を受け取るべき者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 ・被害者の心神喪失 ・被害者の妊娠、出産、早産または流産 など	
初期対応費用補償特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
	基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が初期対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 初期対応費用を負担することによって被る損害。初期対応費用は、被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または事故による損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含みません。) ②事故現場の写真撮影費用 ③事故状況調査・記録費用 ④事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限り。) ⑤事故現場の後片付け・清掃費用 ⑥被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費 ⑦通信費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額
	保険金をお支払いできない主な場合	
	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に同じ	
特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
訴訟対応費用補償特約	基本契約(基本契約にセットされる特約を含みます。)の保険金を支払う場合の規定に定める事故が保険期間中に発生した場合において、被保険者が訴訟対応費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 訴訟対応費用を負担することによって被る損害。訴訟対応費用は、被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されたまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、引受保険会社の同意を得て支出した費用に限ります。 ①意見書または鑑定書作成のために必要な費用 ②外注コピーの費用 ③増設コピー機の賃借費用 ④事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含みません。) ⑤相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ⑥被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ⑦被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき、次のいずれかのうち最も低い額を限度として保険金をお支払いします。 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・基本契約の財物損壊の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額
人格権侵害補償特約	保険金をお支払いできない主な場合	
	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に同じ	
	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
	基本契約の保険金を支払う場合の規定に定める偶然な事故が保険期間中に被保険者または被保険者以外の者が行った次のいずれかに該当する不当な行為(以下「不当行為」といいます。)であった場合において、不当行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の①から④までについては、次の額を限度として保険金をお支払いします。 - ア.1名につき100万円。ただし、保険証券にこの特約についての1名の支払限度額が別途表示されている場合はその額 - イ.1事故につき、次のいずれかのうち最も低い額 ・基本契約の身体障害の1事故の支払限度額 ・1,000万円。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額が別途表示されている場合はその額 また基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】の⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。
人格権侵害補償特約	保険金をお支払いできない主な場合(共通以外)	
	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合 ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)に起因する損害 ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害 ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 など	

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
漏水補償特約	基本契約でお支払いの対象とならない、施設の給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の対物の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合 (共通以外)
工事発注者 責任補償特約	施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事(以下「施設工事」といいます。)に起因して、他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことにより、施設工事の発注者として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 基本契約の支払限度額および免責金額(自己負担額)が適用されます。	—
来訪者財物損害 補償特約 + 来訪者財物損害 補償特約 支払限度額 修正特約	保険期間中に発生した施設に入場した者の財物(以下「来訪者財物」といいます。)の施設内での損壊について、来訪者財物につき正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 来訪者1名につき10万円、1事故につき100万円が限度となります。ただし、来訪者財物の時価(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて算出した金額)が限度となります。免責金額(自己負担額)は3,000円です。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合 ・被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害賠償責任 ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が自動車、原動機付自転車、これらの物に定着もしくは装備されているものまたはこれらの物の積載物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・来訪者財物が治療、美容、飼育、育成等を目的として預かった動物または植物であった場合のこれらの損壊に起因する損害賠償責任 ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任。ただし、サイバー攻撃の結果、火災、破裂・爆発によって生じた来訪者財物の損壊に起因する損害賠償責任を除きます。 など
使用不能損害 拡張補償特約 + 使用不能損害 拡張補償特約 支払限度額 修正特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能 ^(注) について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(以下「純粋使用不能損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。ただし、財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合に限り、(注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中3,000万円が限度となります。免責金額(自己負担額)は1,000円です。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合(共通)」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 など

お支払いする保険金および費用保険金のご説明

保育所総合保険

生産物賠償責任保険

賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款、その他主な特約の補償内容（お支払いする保険金および費用保険金等）をご説明します。詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびそれぞれの特約をご参照ください。

1. 基本契約（賠償責任保険普通保険約款、生産物特別約款および自動的にセットされる主な特約）の補償内容

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額
次の事故により、発生した他人の身体の障害について、被保険者*1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (1) 被保険者の占有を離れた保険証券記載の財物（以下「生産物」といいます）に起因する偶然な事故 (2) 被保険者が行った保険証券記載の仕事（以下「仕事」といいます）の終了（仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって仕事の終了とします）または放棄の後のその仕事の結果に起因する偶然な事故 ※1 この保険の被保険者（補償の対象となる方）は次のいずれかに該当する者をいいます。 ① 記名被保険者 保険申込書の記名被保険者欄に記載された方をいいます ② 記名被保険者が法人である場合には、記名被保険者の理事、取締役またはその法人の業務を執行するその他の機関 ③ 記名被保険者が法人以外の団体である場合には、記名被保険者の構成員 ④ 記名被保険者の使用人 ⑤ 記名被保険者が自然人である場合には、記名被保険者の同居の親族 上記②から⑤までに規定する者については、記名被保険者の業務の遂行に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ① 損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額をいい、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含みます。ただし、被保険者が損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。 ② 損害防止費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 ③ 権利保全行使費用 対人・対物事故が発生した場合に、権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④ 緊急措置費用 対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したとき、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診察、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用 ⑤ 協力費用 引受保険会社が損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 ⑥ 争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は、上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、この契約に適用される支払限度額が限度となります。 保険金の額 = ① 損害賠償金 + ② 損害防止費用 ③ 権利保全行使費用 ④ 緊急措置費用 - 基本契約の免責金額 (自己負担額) また、上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合（共通）	
【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任 ・液体、気体または固体の排出、流出またははいつに起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。 ・原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。 ・石綿（アスベスト）、石綿の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害賠償責任（賠償責任保険追加特約） ・保険期間開始前に既に発生していた事故と同一の原因により、保険期間中に発生した事故に基づく損害賠償責任 ・次の財物の損壊またはそれに伴う使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊またはそれに伴う使用不能を含みます。）について負担する損害賠償責任 ① 生産物② 仕事の目的物のうち、事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。） ・故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害賠償責任 ・仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任 ・完成品（生産物が成分、原材料、添加物、資材、部品、容器または包装等として使用された財物をいいます。以下同様とします。）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・製造・加工品（注）の損壊またはそれに伴う使用不能について負担する損害賠償責任 ・次のいずれかに該当する生産物がその意図または期待された効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害賠償責任 ① 医薬品等② 農業取締法第2条（定義）に規定する農薬③ 食品衛生法第4条に規定する食品 ・LPガス販売業務の結果に起因する損害賠償責任 （注）次の財物をいいます。 ① 生産物または完成品により、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物② 生産物または完成品を制御装置として使用している財物から、製造、生産、選別、検査、修理、包装または加工された財物	【被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次の行為に起因する損害賠償責任】 ① 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。 ② 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。 ③ はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。 ④ 整体、カイロプラクティック、リフレクソロジー、リラクゼーション、その他マッサージ業類似行為を業とする個人が行うこれらの行為 ⑤ 理学療法士、作業療法士、臨床工学技士または診療放射線技師がそれらの資格に基づいて行う行為 【次の費用を負担することによって被る損害】 ・生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたと否とを問いません。） など

2.セットされる主な特約の補償内容

特約	保険金をお支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲 お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない 主な場合（共通以外）
使用不能 損害拡張 補償特約	基本契約の損害の原因となる事由に起因して、保険期間中に発生した、他人の財物の使用不能 ^(注) について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「純粋使用不能損害」といいます。）に対して、保険金をお支払いします。ただし、次のいずれかに該当する場合に限り、 ・財物の使用不能が、他人の財物の損壊を伴わずに発生した場合 ・生産物や仕事の目的物に起因するものについては、事故の原因となった生産物または仕事の目的物の損壊のみが発生し、生産物または仕事の目的物以外の財物の使用不能が発生した場合 (注)その財物が本来有する機能、用途または利用価値の全部または一部を阻害されることをいいます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中100万円が限度となります。免責金額（自己負担額）は1,000円です。ただし、保険証券にこの特約についての支払限度額または免責金額が別途表示されている場合はその金額とします。	■基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に加え、以下の場合 ・被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によってなされた契約の履行不能または履行遅滞に起因して発生した純粋使用不能損害 ・生産物または仕事の目的物の使用不能に対する損害賠償責任 など
生産物自体の 補償に 関する特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害または他人の財物 ^(注) の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、事故の原因となった生産物または仕事の目的物（以下「事故原因生産物」といいます。）の損壊またはそれに伴う使用不能に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 (注)事故原因生産物および事故の原因となった製造・加工品を除きます。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 基本契約の【お支払いの対象となる損害の範囲】に同じ 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき基本契約の財物損壊の1事故支払限度額×3%が限度となります。免責金額（自己負担額）は基本契約の財物損壊の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ
リコール 費用補償特約	生産物または仕事の目的物に起因する他人の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に限り、生産物または仕事の目的物の回収、廃棄、検査、修理、交換等の費用を負担したことにより被った損害（記名被保険者以外の者が実施した回収措置について、その費用を記名被保険者に対して求償してきた場合に記名被保険者が被る損害を含みます。）に対して、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（文書の作成費および封筒代を含みます。） ③回収生産物等（回収措置の対象となる生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。）が否かまたは欠陥の有無について確認するための費用 ④回収生産物等の修理費用 ⑤代替品（回収生産物等と引換えに給付される生産物または仕事の目的物をいいます。以下同様とします。）の製造原価または仕入原価 ⑥回収生産物等と引換えに返還するその生産物または仕事の目的物の対価（記名被保険者の利益を差し引いた後の金額とします） ⑦回収生産物等または代替品の輸送費用 ⑧回収生産物等の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用 ⑨回収措置の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ⑩回収措置の実施により生じる出張費および宿泊費等 ⑪回収生産物等の廃棄費用 ⑫回収措置の実施により生じる費用で引受保険会社の書面による同意を得たもの 【上記の費用に含まないもの】 ①他人の身体の障害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ②回収生産物等またはその他の財物の使用が阻害されたことによって生じた法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③回収措置の欠陥または技術の拙劣等により通常の回収措置の費用以上に要した費用 ④正当な理由がなく、通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑤回収措置に関して、特別の約定がある場合において、その約定によって通常の回収措置の費用以上に要した費用 ⑥回収措置の対象に回収生産物等以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる上記【お支払いの対象となる損害の範囲】の④から⑥までに規定する費用ならびに⑪および⑫に規定する費用 ⑦日本国外に存在する生産物の回収措置に要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故および保険期間中につき300万円を限度として保険金をお支払いします。 免責金額（自己負担額）は基本契約の身体障害の免責金額と同額が別個に適用されます。	・基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合（共通）」に同じ

普通傷害保険の普通保険約款の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

※学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ補償)(フランチャイズなし)特約がセットされており、保育所の管理下(保育所にいる間、保育所の行事への参加中、保育所と住居を合理的な経路および方法により往復中等)での事故のみ補償対象となります。

※急激かつ偶然な外来の事故により傷害(「ケガ」といいます)を被ったとき、次の保険金をお支払いします。ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。記載内容は全て被保険者本人への補償となります。

なお、死亡保険金は死亡した被保険者の死亡保険金受取人に、それ以外の保険金はケガを被った被保険者にお支払いします。詳細はパンフレット等の該当箇所または普通保険約款・特約をご確認ください。

普通保険約款の補償内容

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ●乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ●ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は、保険金をお支払いします) ●むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注) ●入浴中の溺水(引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合は、保険金をお支払いします) ●原因がいかなくても、誤嚥^{えん}によって発生した肺炎など (注)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故によるケガのため入院した場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、入院の日数は180日を限度とします。	
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。ただし、1事故につき、1回の手術に限り(下記①、②両方の手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします)。 ①入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術 入院保険金日額×5	
通院保険金	事故によるケガのため、約款所定の通院をした場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、通院の日数は90日を限度とします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。